

# 前橋市介護保険法関係手数料条例の改正について（議案第132号）

介護保険課

## 1 改正の理由

介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を申請する際に徴収する手数料に関し必要な事項を定める。

## 2 主な内容

- (1) 指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査の手数料の額は、1件につき2万円とする。
- (2) 同一の事業所において居宅介護支援事業と介護予防支援事業との一体的な運営をするため、指定居宅介護支援事業者の指定及び指定介護予防支援事業者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。

## 3 施行期日

令和7年4月1日